

令和7年度（2025年度）第1回政策会議

日 時：令和7年（2025）年11月4日（火）10:00～10:15

会 場：市長会議室

参考者：大泉市長、佐藤副市長、手塚企業局長、藤井教育長、
阿部企画部長、池田総務部長

付議事項

函館市手話言語条例および函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）について

対応者

佐藤保健福祉部長、原保健福祉部次長、岩島障がい保健福祉課長

◆議題の趣旨◆

函館市手話言語条例および函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）について協議しました。

◆協議の結果◆

原案のとおり、本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■佐藤保健福祉部長

函館市手話言語条例および函館市コミュニケーション条例の骨子（案）については、本市における障がい者のコミュニケーション支援として、これまで「障害者基本法」や道の条例に基づき、合理的配慮の義務化に向けた普及・啓発や、手話の普及に関する事業・取組を行ってきたところであること、障がい者団体からも以前から条例制定に向けた要望がたびたび寄せられていたことや、条例制定が市長公約に位置づけられたということを受け、改めて条例制定に向けた検討を進め、このたび骨子（案）を取りまとめたところである。内容について、障がい保健福祉課長からご説明する。

■岩島障がい保健福祉課長

「1 背景」については、平成23年（2011年）改正の「障害者基本法」において言語に手話が含まれることが明記され、令和4年（2022年）には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行さ

れるなど、障がい者のコミュニケーション支援に関する法整備が進められている状況のもと、本市においても障がい当事者団体との懇談などを通じ、条例の制定を希望する声が多く寄せられることなどから、障がい者等の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指していくために、必要な取り組み内容などを取りまとめた市独自の条例の制定が必要と判断したところである。

「2 条例制定の検討経過」については、広く市民に意見を聴取するため、令和6年（2024年）4月に「函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会」を設置し、これまで検討委員会を6回開催し、基本的な構成から具体的な内容まで、検討を重ねた内容を提言書として取りまとめ、本年9月24日に市へ提出されたところである。

「3 アンケート調査の実施」については、検討委員会において提言内容を検討するにあたり、委員の参考資料として実施したところである。

「4 道内各市の条例制定状況」については、手話言語条例を制定している自治体は35市中24市、障がい者コミュニケーション条例を制定している自治体は35市中4市、両条例を制定しているのは札幌市・小樽市・石狩市・千歳市となっている。

「5 各条例の性格等」については、各条例はその目的や内容から理念条例とするとともに、検討委員会の提言のとおり内容の分かりやすさを重視し、広く市民や事業者に対して理解を深めることができるよう、別個の条例としたところである。

「6 各条例の骨子（案）」については、各条例とも基本的な構成は前文があり、目的、基本理念、市や市民および事業者の責務、施策の推進となっている。提言書と大きく変更のある点を中心にご説明する。

（1）函館市手話言語条例については、条例名が提言書において「函館市先人の思いをつなぐ手話言語条例」となっていたが、文書法制課の審査において「条例名は前文だけではなく、本則にも対応する内容であり目的を簡潔に表すべき」、また、「2つの条例を同時に進める中での両者のバランスも考慮すべき」との指摘を受け、これまでの検討経過や他の中核市等の事例も考慮し、「函館市手話言語条例」としたところである。また、提言書では、「ろう者」「市民」「事業者」を定義していたが、「ろう者」は難聴者・中途失聴者との区分が不明確になるため、「市民」「事業者」は市の他の理念条例でも定義をしていないなどの理由から削除している。

第1条「目的」では、手話が言語であるという認識の普及に関し、基本理念を定めることとし、第2条「基本理念」では、手話を必要とする人が手話の使用によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本

としている。そのほか第4条「市民の責務」と第5条「事業者の責務」については、提言書では「役割」になっていたが、一定の事柄に対する理解を深めることや、一定の行動をするよう促すことの内容とする規定は「責務」とするのが一般的のことから、「責務」と変更して規定している。また、事業者の責務の内容について、提言書では「必要かつ合理的な配慮をする」旨の記載があったが、「障害者差別解消法」の事業者の義務規定と矛盾するように見えるため、第2条の基本理念に沿った形で規定している。第6条「施策の推進」については、提言書では6つの施策があったが、内容が重複するところを整理し、「市民・事業者の理解を深めるための施策」「手話を使用しやすい環境づくりに関する施策」「手話通訳者の確保および養成に関する施策」「災害等が発生した場合の手話を必要とする人と他者との円滑なコミュニケーションの支援に関する施策」の4つを規定したところである。第7条「学校への支援」は、提言書の内容を活かした形で規定している。

(2)「函館市障がい者コミュニケーション条例」について、条例名は、手話言語条例同様に文書法制課と協議し、「函館市障がい者コミュニケーション条例」としている。

第1条「目的」において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定めることとし、第3条「基本理念」で障がい者が自ら選択したコミュニケーション手段によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本としている。第2条「定義」は、提言書では「障がい者」「社会的障壁」「コミュニケーション手段」「コミュニケーション支援者」「市民」「事業者」について規定していたが、条例審査の中で整理され、「障がい者」と「コミュニケーション手段」を残し、新たに「障がい」を追加している。そのほか手話言語条例同様に、第5条「市民の責務」と第6条「事業者の責務」と変更し、第7条「施策の推進」についても項目を整理している。第8条「滞在者等への配慮」については、提言書の内容を活かした形で規定している。

最後に「7今後のスケジュール」について、令和7年（2025年）11月中旬から12月中旬までパブリックコメントを実施し、翌年1月に実施結果を公表し、令和8年（2026年）第1回市議会定例会に議案を提出し、7月に条例を施行する予定である。

■大泉市長

検討委員会での活発な議論も踏まえられている。パブリックコメントの手続きを経て、施行までの期間においては課題も出てくるかもしれないが、遺漏なきよう制定に向けて進めてほしい。検討委員会はもう開催されないので。

■佐藤保健福祉部長

提言書の提出で議事は終了しているが、条例案については若干の修正があるため、各委員にはパブリックコメントの結果も含めて、最終的な条例案についてご説明する予定である。

■大泉市長

本件については了承する。

■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただく。